

一般競争入札を行うので、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）第5条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年4月8日

江別市長 後藤 好人

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 凍結防止剤散布車（湿式、3.5m³級）の購入
- (2) 数量 1台
- (3) 納入場所 江別市建設部土木事務所
- (4) 納入期限 令和9年3月31日
- (5) 物件概要 主要諸元
 - 1 機種仕様 湿式、3.5m³級
 - 2 主要諸元
 - 散布幅（可変式） 最小3.0m以下～最大6.0m以上
 - ホッパ容量 3.4m³以上
 - 散布剤積載量（固形、溶液） 計4,500kg以上
 - 全長 7,000mm以下
 - 全幅 2,500mm以下
 - 全高（黄色灯火上端） 3,200mm以下
 - 車両総質量 11,500kg以下
 - 乗車定員 2人以上
 - 3 エンジン ディーゼル機関、定格出力140kW以上
 - 4 駆動形式等 総輪駆動式

2 応募者に必要な条件

入札参加希望者は、次に該当する要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7・8年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録されていること。
- (2) 北海道内に本店又は支店等を有し、当該事業所をもって申請者又は受任者として登録している者（道内業者）。
- (3) 本告示日から本件の入札執行の日までの間に、江別市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、本告示日までにその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 本件と概ね同規模と認められる物件について納入実績があること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 申請書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書

(イ) 同規模物件納入実績書（契約書等の写しを添付すること。）

(ウ) 特定関係調書（江別市競争入札参加資格申請時に提出したものから変更のない場合は省略可。）

イ 提出期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月16日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

ウ 申請書の配布及び受付場所

①江別市総務部財務室契約管財課契約係（電話011-381-1066）

②江別市ホームページ（配布のみ）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする。

(2) 江別市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年3月26日市長決裁）の規定による排除措置（以下「排除措置」という。）を受けている者の申請は受け付けない。また、入札参加資格を認められた者が入札の執行までの間に排除措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該被措置者に通知する。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件の入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認結果については、令和8年5月14日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書により仕様書を同封し通知する。

(5) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

4 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合は令和8年5月15日（金）までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は江別市総務部財務室契約管財課契約係に提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、令和8年5月19日（火）までに書面により回答する。

5 仕様書の提供

(1) 入札参加を希望する者は、令和8年4月8日（木）から令和8年5月21日（木）までの土曜日及び日曜日を除く期間中、下記の部署に申し出て仕様書の電子ファイルを受け取ることが

できる。

担当部署：江別市建設部土木事務所雪対策課

メールアドレス yukitaisaku@city.ebetsu.lg.jp

電話番号 011-383-5900

- (2) 仕様書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を上記の部署へ提出するものとする。

受付期間：令和8年4月8日（水）から令和8年5月14日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

- (3) (2)の質問に対する回答は、(1)により仕様書を受け取った者全員に送信する。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年5月21日（木）午前8時45分
- (2) 場所：江別市役所本庁舎2階西棟会議室1号

7 入札方法等

- (1) 入札は郵便による。（「江別市郵便入札の手引き」を参照のこと。）
- (2) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消す。
- (5) (4)の措置を決定したときは、当該被措置者に通知する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 江別市契約に関する規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

- (1) 本件に係る契約の締結に際し、江別市契約に関する規則第28条の規定に基づき、本件に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、落札者が次に該当するときは、契約保証金を免除する。

過去2年間に本市及び国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 契約書作成の要否 要

12 議会の議決を要する契約

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）の規定により市議会の議決に付さなければならないものであるため、本契約の締結には議会の議決を要する。

13 その他

(1) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 親会社と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社等における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除く。

(b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ・ 親会社とは、会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。
- ・ 子会社とは、会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。
- ・ 更生会社等とは、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社をいう。

(2) 入札参加者は、入札心得を熟読し、入札心得を順守すること。

(3) 入札参加者は、この告示に定めるもののほか、江別市契約に関する規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 可能な限り早期納品に努めること。

13 注意

本案件に係る予算の不成立等があったときは、入札の中止若しくは内容を変更する場合がある。